

各関係機関の長 様
病害虫防除員 様

滋賀県病害虫防除所長

病害虫発生予報第 4 号について

のことについて、以下のとおり発表したので送付します。

平成 28 年病害虫発生予報第 4 号

平成28年(2016年) 6 月 7 日
滋 賀 県

【予報概要】

大阪管区気象台の発表では、向こう 1 か月の気温は平年並または高く、降水量は平年並、日照時間は平年並または多い見込み。

作物名	病害虫名	時期	発生量	作物名	病害虫名	時期	発生量
イネ	葉いもち	平年並	平年並	果樹全般	カメムシ類	—	多
	ニカメイガ(I)	やや早	平年並		黒星病	—	平年並
	イネドロオイムシ	平年並	平年並		黒斑病	—	やや少
	コバネイナゴ	平年並	やや少		ナシヒメシンクイ	—	平年並
野菜全般	灰色かび病	やや遅	平年並	チャ	炭疽病	—	平年並
	うどんこ病	平年並	やや多		もち病	—	やや多
	アブラムシ類	—	やや少		チャノホソガ(II)	早	やや多
	ハダニ類	—	平年並		カンザワハダニ	—	平年並
キュウリ	ベと病	平年並	平年並		チャノミドリヒメヨコバイ	—	平年並
ナス科野菜	疫病	やや早	平年並		チャノキイロアザミウマ	—	やや少
	ニジュウヤホシテントウ類	平年並	平年並		チャトゲコナジラミ(I)	早	やや少

A. イネの病害虫

1. 葉いもち

予報内容 発生時期：平年並
発生量：平年並

予報の根拠

- (1) 余剰苗での発生を認めた。
- (2) 本田での発生を認めた。
- (3) 育苗箱施薬による防除が普及している。
- (4) 気象予報では気温は平年並または高く、降水量は平年並、日照時間は平年並または多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 余剰苗は直ちに除去する。
- (2) 田植時に、いもち病に有効な薬剤を育苗箱施用または移植時に側条施用したほ場では、葉いもち防除の必要性は低い。
- (3) 多肥田や晚植田、「コシヒカリ」「キヌヒカリ」「秋の詩」「滋賀羽二重糯」では特に注意する。
- (4) ほ場をよく見回り、発生を認めたら薬剤を散布する。
- (5) 耐性菌を生じやすいので、穂いもちの防除も考慮して同一グループ薬剤の連用を避ける。

2. ニカメイガ第 1 世代

予報内容 発生時期：やや早
発生量：平年並

予報の根拠

- (1) フェロモントラップでの誘殺時期は、やや早い。

- (2) フェロモントラップでの誘殺数は平年並。
- (3) 育苗箱施薬による防除が普及している。
- (4) 気象予報では気温は平年並または高く、降水量は平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) ニカメイガに有効な薬剤を育苗箱施用または側条施肥田植機で薬剤施用したほ場では、第1世代幼虫の本田防除の必要性は低い。
- (2) 第2世代幼虫の防除の目安は、6月中旬の第1世代幼虫の被害株率が10%以上ほ場で、防除は第1世代発生最盛期から7日後(平年8月第1半旬)までに実施する。

3. イネドロオイムシ(イネクビホソハムシ)

予報内容 発生時期：平年並

発生量：平年並

予報の根拠

- (1) ほ場での発生時期は平年並。
- (2) 前年の発生量は平年並。
- (3) 育苗箱施薬による防除が普及している。
- (4) 気象予報では気温は平年並または高く、降水量は平年並、日照時間は平年並または多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) イネドロオイムシに有効な薬剤を育苗箱施用または側条施肥田植機で薬剤施用したほ場では、防除の必要性は低い。
- (2) 薬剤による防除の目安は、幼虫加害初期(6月中旬～下旬)に被害葉率20%以上または被害株率50%以上で、防除は幼虫加害初期(6月中旬～下旬)に実施する。

4. コバネイナゴ

予報内容 発生時期：平年並

発生量：やや少

予報の根拠

- (1) 幼虫の発生時期は平年並。
- (2) 前年の発生量は、やや少なかった。

防除上注意すべき事項

- (1) 発生現況から防除の必要性は低いと考えられるが、薬剤による防除を実施する場合は、若齢期(6月中旬)に畦畔から額縁状に薬剤を散布する。

B. 野菜(露地)の病害虫

1. 野菜全般：灰色かび病

予報内容 発生時期：やや遅

発生量：平年並

予報の根拠

- (1) ほ場での発生を認めていない。
- (2) 気象予報では気温は平年並または高く、降水量は平年並、日照時間は平年並または多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 耐性菌を生じやすいので、同一グループ薬剤の連用を避ける。

2. 野菜全般：うどんこ病

予報内容 発生時期：平年並

発生量：やや多

予報の根拠

- (1) ほ場での発生時期は平年並。
- (2) 気象予報では気温は平年並または高く、降水量は平年並、日照時間は平年並または多い見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 耐性菌を生じやすいので、同一グループ薬剤の連用を避ける。

3. 野菜全般：アブラムシ類

予報内容 発生量：やや少

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量は平年並。
- (2) 黄色水盤での誘殺数は、やや少ない。

- (3) 気象予報では気温は平年並または高く、降水量は平年並の見込み。
防除上注意すべき事項
(1) 薬剤抵抗性を獲得しやすいので、同一グループ薬剤の連用を避ける。

4. 野菜全般：ハダニ類

予報内容 発生量：平年並

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量は平年並。
(2) 気象予報では気温は平年並または高く、降水量は平年並の見込み。
防除上注意すべき事項
(1) 発生初期から薬剤を散布する。
(2) 薬剤抵抗性を獲得しやすいので、同一グループ薬剤の連用を避ける。

5. キュウリ：べと病

予報内容 発生時期：平年並

発生量：平年並

予報の根拠

- (1) ほ場での発生時期は平年並。
(2) 気象予報では気温は平年並または高く、降水量は平年並、日照時間は平年並または多い見込み。
防除上注意すべき事項
(1) 排水をよくし、多湿を避ける。
(2) 発病を認めたら早めに薬剤を散布する。

6. ナス科野菜：疫病

予報内容 発生時期：やや早

発生量：平年並

予報の根拠

- (1) ほ場での発生時期は、やや早い。
(2) 気象予報では気温は平年並または高く、降水量は平年並、日照時間は平年並または多い見込み。
防除上注意すべき事項
(1) 発病茎葉および果実は早期に除去する。
(2) 排水に努める。
(3) 発病前から薬剤を散布する。特に降雨前後の散布に重点をおく。

7. ナス科野菜：ニジュウヤホシテントウ類

予報内容 発生時期：平年並

発生量：平年並

予報の根拠

- (1) ほ場での発生時期は平年並。
(2) ほ場での発生量は平年並。
(3) 気象予報では気温は平年並または高く、降水量は平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 発生初期に薬剤を散布する。

C. 果樹の病害虫

1. 果樹全般：カメムシ類

予報内容 発生量：多

予報の根拠

- (1) フェロモントラップでの誘殺数が多い。
(2) 気象予報では気温は平年並または高く、降水量は平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 注意報第2号を参照のこと。

2. ナシ：黒星病

予報内容 発生量：平年並

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量は平年並。
(2) 気象予報では気温は平年並または高く、降水量は平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 「幸水」は発病しやすい。
- (2) 発病葉や発病果は取り除き、園外へ持ち出し処分する。
- (3) 耐性菌を生じやすいので、同一グループ薬剤の連用を避ける。

3. ナシ：黒斑病

予報内容 発生量：やや少

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量は、やや少ない。
- (2) 気象予報では気温は平年並または高く、降水量は平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 「二十世紀」、「南水」は発病しやすい。
- (2) 梅雨時期は重点防除時期に当たる。
- (3) 耐性菌を生じやすいので、同一グループ薬剤の連用を避ける。

4. ナシ：ナシヒメシンクイ

予報内容 発生量：平年並

予報の根拠

- (1) フェロモントラップでの誘殺数は平年並。
- (2) 気象予報では気温は平年並または高く、降水量は平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 被害枝および被害果は処分する。
- (2) 6月中旬ごろおよび7月中旬ごろに薬剤を散布する。

D. チヤの病害虫

1. 炭疽病

予報内容 発生量：平年並

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量は平年並。
- (2) 気象予報では気温は平年並または高く、降水量は平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 二番茶の開葉期に薬剤を散布する。二番茶の摘採前のため、使用時期（収穫前日数）に注意する。

2. もち病

予報内容 発生量：やや多

予報の根拠

- (1) 前年の発生量は多かった。
- (2) 気象予報では気温は平年並または高く、降水量は平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 二番茶の開葉期に薬剤を散布する。二番茶の摘採前のため、使用時期（収穫前日数）に注意する。

3. チヤノホソガ（第2世代幼虫）

予報内容 発生時期：早

発生量：やや多

予報の根拠

- (1) 第1世代成虫の予察灯への飛来最盛日は早い。
- (2) 第1世代成虫の発生量は、やや多い。
- (3) 気象予報では気温は平年並または高く、降水量は平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 産卵を確認後、薬剤を散布する。二番茶の摘採前のため、使用時期（収穫前日数）に注意する。

4. カンザワハダニ

予報内容 発生量：平年並

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量は平年並。
- (2) 気象予報では気温は平年並または高く、降水量は平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 発生量が多い茶園は、薬剤を散布する。二番茶の摘採前のため、使用時期（収穫前日数）に注意する。

5. チャノミドリヒメヨコバイ

予報内容 発生量：平年並

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量は平年並。
(2) 気象予報では気温は平年並または高く、降水量は平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 二番茶の萌芽期～開葉初期に薬剤を散布する。二番茶の摘採前のため、使用時期（収穫前日数）に注意する。

6. チャノキイロアザミウマ

予報内容 発生量：やや少

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量は、やや少ない。
(2) 気象予報では気温は平年並または高く、降水量は平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 二番茶の萌芽期～開葉初期に薬剤を散布する。二番茶の摘採前のため、使用時期（収穫前日数）に注意する。

7. チャトゲコナジラミ（第1世代幼虫）

予報内容 発生時期：早

発生量：やや少

予報の根拠

- (1) 越冬世代成虫の発生時期は早い。
(2) 越冬世代成虫の黄色粘着板での誘殺数は、やや少ない。
(3) 調査茶園における幼虫の発生量は、やや少ない。
(4) 気象予報では気温は平年並または高く、降水量は平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 成虫がほとんど見られなくなった時期が若齢幼虫の発生期であり、薬剤による防除適期とされる。ただし、茶園により発生時期に差があるので、若齢幼虫の寄生状況を事前に確認する。
(2) 多発園では、中切りや深刈り更新と併用して防除を行うと効果的である。
(3) 二番茶の摘採前のため、使用時期（収穫前日数）に注意し、すそ部や葉層内の葉裏に薬剤がよくかかるように防除する。

防除対策（耕種的防除や薬剤防除など）については、滋賀県農作物病害虫雑草防除基準を参照してください。

病害虫防除に関する情報

滋賀県病害虫防除所 病害虫の発生予察などの関連情報

<http://www.pref.shiga.lg.jp/g/byogaichu/>

滋賀県農作物病害虫雑草防除基準

滋賀県における病害虫や雑草の適かつ安全な防除および危被害防止についての基準

<http://www.pref.shiga.lg.jp/g/kodawari/noyakuhiyo.html>

滋賀県病害虫防除所

〒521-1301 滋賀県近江八幡市安土町大中516

T E L 0748-46-6160・4926

F A X 0748-46-5559

Email GC70@pref.shiga.lg.jp

<http://www.pref.shiga.lg.jp/g/byogaichu/>

農薬を扱うみなさまへ

農薬取締法や滋賀県では、農薬を販売する者・使用する者が守らなければならない事項、守っていただきたい事項を次のように定めています。これらのことと守り、農薬の適正な流通、安全・適正な使用に努めましょう。

下線部は、農薬取締法・関係法令で定められ、農薬を扱うものが守るべき事項です。

下線部を守らないと、農薬取締法違反で罰せられます。

1. 販売に関すること

- ①農薬登録番号等が適正に表示された農薬および特定農薬以外の農薬を販売しないこと。
- ②販売禁止農薬を販売しないこと。
- ③農薬の効果等に関して、虚偽の宣伝をして販売しないこと。
- ④無登録の農薬について、農薬登録を受けていると誤認させるような宣伝をしないこと。
- ⑤販売者は、取り扱う全ての農薬について、種類別に仕入数量と譲渡数量（水質汚濁性農薬については譲渡先別譲渡数量）を帳簿に正確に記載し、3年間保存すること。
 - ・農薬単独の帳簿で、日別に記載し、在庫管理ができる帳簿にしてください。
 - ・コンピューターで管理している場合は、過去の実績をプリントアウトしておいてください。
- ⑥農薬登録がされていないいわゆる非農耕地専用除草剤には、容器又は包装に農薬として使用できない旨を表示すること。また、非農耕地専用除草剤の販売者は、販売所ごとに、公衆の見やすい場所に、非農耕地専用除草剤を農薬として使用できない旨を表示すること。
- ⑦農薬は他の品目（特に食品）と混在して陳列しないでください。
- ⑧農薬は住居（生活空間）で保管しないでください。
- ⑨農薬はいつも目の届く場所に陳列してください。
- ⑩盗難防止対策をとってください。
- ⑪最終有効年月を過ぎた農薬は販売しないようにしましょう。
- ⑫毒物劇物を販売している方は、毒物及び劇物取締法の規定を遵守してください。

2. 使用に関すること

- ①農薬登録番号等が適正に表示された農薬および特定農薬以外の農薬を使用しないこと。
- ②販売禁止農薬を使用しないこと。
- ③食用農作物等に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守すること。
 - ・ラベルに記載されている農作物のみに当該農薬を使用すること。
 - ・使用量
面積当たりの規定量を超えて農薬散布をしない。
 - ・希釈倍率
規定された希釈倍率の最低限度を下回る希釈倍数での農薬散布をしない。
 - ・使用時期を厳守すること。
規定された使用時期以外に農薬散布をしない。
 - ・各有効成分ごとの総使用回数を超えて使用しないこと。
(種苗を用いる場合は、種苗に表示のある有効成分ごとの農薬の使用回数を勘案する必要がある)
 - ・最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないようにしてください。
- ④次に掲げる事項を帳簿に記載するようにしてください。

農薬を使用した年月日・場所・農作物等・農薬の種類又は名称・使用量・希釈倍数
- ⑤ゴルフ場において農薬を使用しようとするときは、農薬使用計画書を農林水産大臣に提出すること。
- ⑥農作物等・人畜・水産動植物に害を及ぼさないようにすること。
- ⑦農作物等および土壤、水質に汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
- ⑧水産動植物の被害が発生し、かつその被害が著しいものとなならないようにすること。
- ⑨農薬保管・使用にあたっては、飛散・流出・揮散しないようにしてください。
- ⑩農薬は鍵のかかるところで、食品等の他のものと区別して保管してください。
- ⑪毒物劇物を扱う方は、毒物及び劇物取締法の規定を遵守してください。